

静岡県人事委員会は、初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1289

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第1条 初任給調整手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-65）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100
1 年 以 上 2 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100
2 年 以 上 3 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100
3 年 以 上 4 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100
4 年 以 上 5 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100
5 年 以 上 6 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100
6 年 以 上 7 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	49,300
7 年 以 上 8 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	47,500
8 年 以 上 9 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	45,700
9 年 以 上 10 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	43,900
10 年 以 上 11 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	42,100
11 年 以 上 12 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	40,300
12 年 以 上 13 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	38,500
13 年 以 上 14 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	36,700
14 年 以 上 15 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	35,300
15 年 以 上 16 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	33,900
16 年 以 上 17 年 未 満	411,200	365,500	305,900	249,100	183,400	32,500
17 年 以 上 18 年 未 満	406,800	361,500	302,600	246,500	181,800	31,100
18 年 以 上 19 年 未 満	402,400	357,500	299,300	243,900	180,200	29,700
19 年 以 上 20 年 未 満	398,000	353,500	296,000	241,300	178,600	28,300
20 年 以 上 21 年 未 満	393,600	349,500	292,700	238,700	177,000	26,900
21 年 以 上 22 年 未 満	375,700	333,800	279,700	227,300	168,500	26,300
22 年 以 上 23 年 未 満	355,900	316,600	265,700	215,400	158,700	25,700
23 年 以 上 24 年 未 満	336,600	299,900	252,200	203,400	149,600	24,700

24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	191,600	139,900	24,100
25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	179,800	130,700	23,500
26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	165,400	119,700	22,900
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	151,100	109,300	22,300
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	136,800	99,000	21,500
29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	122,500	88,000	21,200
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	107,500	77,400	20,800
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	92,700	66,300	20,200
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	77,500	55,900	19,300
33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	59,500	42,700	18,400
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	41,100	29,500	17,700

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条の2関係）

期間の区分	職員の区分	2項職員
		円
1年未満		35,800
1年以上2年未満		35,800
2年以上3年未満		35,800
3年以上4年未満		35,800
4年以上5年未満		35,800
5年以上6年未満		35,800
6年以上7年未満		34,500
7年以上8年未満		33,300
8年以上9年未満		32,000
9年以上10年未満		30,700
10年以上11年未満		29,500
11年以上12年未満		28,200
12年以上13年未満		27,000

13年以上14年未満	25,700
14年以上15年未満	24,700
15年以上16年未満	23,700
16年以上17年未満	22,800
17年以上18年未満	21,800
18年以上19年未満	20,800
19年以上20年未満	19,800
20年以上21年未満	18,800
21年以上22年未満	18,400
22年以上23年未満	18,000
23年以上24年未満	17,300
24年以上25年未満	16,900
25年以上26年未満	16,500
26年以上27年未満	16,000
27年以上28年未満	15,600
28年以上29年未満	15,100
29年以上30年未満	14,800
30年以上31年未満	14,600
31年以上32年未満	14,100
32年以上33年未満	13,500
33年以上34年未満	12,900
34年以上35年未満	12,400
備考	
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。	
2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。	

第2条 初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給対象の職)	(支給対象の職)
第2条 給与条例第8条の2第1項第1号及び警察職員給与条例第9条の2第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(i)の適用を受ける職員の職又は行政職給料表若しくは研究職給料表の適用を受ける職員のうち医学若しくは歯学に関する専門的知識を必要とし、任命権者が人事委員会と協議して定める職員の職	第2条 給与条例第8条の2第1項第1号及び警察職員給与条例第9条の2第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(i)の適用を受ける職員の職又は行政職給料表若しくは研究職給料表の適用を受ける職員のうち医学若しくは歯学に関する専門的知識を必要とし、任命権者が人事委員会と協議して定める職員の職

で、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(職員の範囲)

第3条 給与条例第8条の2第1項及び警察職員給与条例第9条の2第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条第1項に規定する職に採用された職員及び同条第2項に規定する職に採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。

第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調

で、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 給与条例第8条の2第1項第3号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。

(職員の範囲)

第3条 給与条例第8条の2第1項及び警察職員給与条例第9条の2第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 前条第1項に規定する職に採用された職員及び同条第2項に規定する職に採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。

(2) 前条第3項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証を有する者に限る。）

第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調

整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

整手当を支給されていた期間が通算して35年（第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては、15年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第6条 初任給調整手当の支給期間は、第2条第1項又は第2項に規定する職を占める職員にあつては35年、同条第3項に規定する職を占める職員にあつては15年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（第2条第1項又は第2項に規定する職を占める職員にあつては、学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期

2・3 (略)

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者(第5条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者又は国若しくは他の地方公共団体においてこの規則の手当に相当する手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 (略)

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者(第5条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者又は国若しくは他の地方公共団体においてこの規則の手当に相当する手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては、15年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	30,000
1年以上2年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	30,000
2年以上3年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	30,000
3年以上4年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	30,000
4年以上5年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	30,000
5年以上6年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	30,000
6年以上7年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	49,300	27,000
7年以上8年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	47,500	24,000
8年以上9年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	45,700	21,000
9年以上10年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	43,900	18,000
10年以上11年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	42,100	15,000

11年以上12年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	40,300	12,000
12年以上13年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	38,500	9,000
13年以上14年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	36,700	6,000
14年以上15年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	35,300	3,000
15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	33,900	
16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	249,100	183,400	32,500	
17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	246,500	181,800	31,100	
18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	243,900	180,200	29,700	
19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	241,300	178,600	28,300	
20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	238,700	177,000	26,900	
21年以上22年未満	375,700	333,800	279,700	227,300	168,500	26,300	
22年以上23年未満	355,900	316,600	265,700	215,400	158,700	25,700	
23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200	203,400	149,600	24,700	
24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	191,600	139,900	24,100	
25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	179,800	130,700	23,500	
26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	165,400	119,700	22,900	
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	151,100	109,300	22,300	
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	136,800	99,000	21,500	
29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	122,500	88,000	21,200	
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	107,500	77,400	20,800	
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	92,700	66,300	20,200	
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	77,500	55,900	19,300	
33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	59,500	42,700	18,400	
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	41,100	29,500	17,700	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条の2関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
	円	円
1年未満	35,800	21,000
1年以上2年未満	35,800	21,000

2年以上3年未満	35,800	21,000
3年以上4年未満	35,800	21,000
4年以上5年未満	35,800	21,000
5年以上6年未満	35,800	21,000
6年以上7年未満	34,500	18,900
7年以上8年未満	33,300	16,800
8年以上9年未満	32,000	14,700
9年以上10年未満	30,700	12,600
10年以上11年未満	29,500	10,500
11年以上12年未満	28,200	8,400
12年以上13年未満	27,000	6,300
13年以上14年未満	25,700	4,200
14年以上15年未満	24,700	2,100
15年以上16年未満	23,700	
16年以上17年未満	22,800	
17年以上18年未満	21,800	
18年以上19年未満	20,800	
19年以上20年未満	19,800	
20年以上21年未満	18,800	
21年以上22年未満	18,400	
22年以上23年未満	18,000	
23年以上24年未満	17,300	
24年以上25年未満	16,900	
25年以上26年未満	16,500	
26年以上27年未満	16,000	
27年以上28年未満	15,600	
28年以上29年未満	15,100	
29年以上30年未満	14,800	
30年以上31年未満	14,600	
31年以上32年未満	14,100	
32年以上33年未満	13,500	
33年以上34年未満	12,900	
34年以上35年未満	12,400	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定は、令和5年4月1日から適用する。